

第 40 回 摂津市都市計画審議会

議 案 書

議案番号 93 北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設（鳥飼地区）

の決定（摂津市決定）

北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)の決定(摂津市決定)

都市計画一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)を次のように決定する。

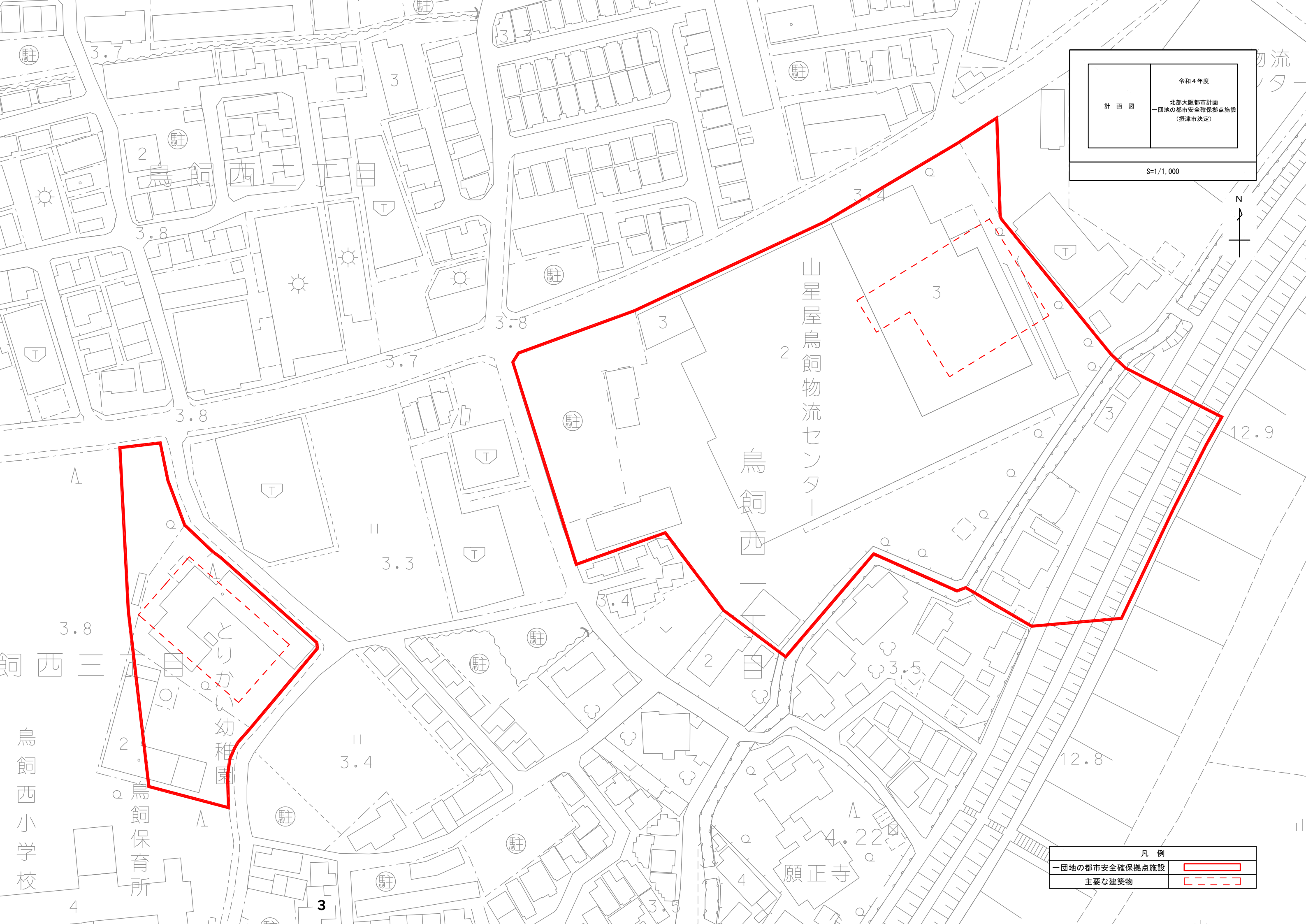
名称		一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)		
位置		大阪府 摂津市 鳥飼西一丁目・三丁目及び大字鳥飼西の各一部		
面積		約 2. 3 ha		
の特定 位置公 及益 び的 規施 模設	特定公益的施設	約 2. 3 ha	備考	河川防災ステーションの上面に水防センター、近隣に認定こども園等を配置する。
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		—		
建築物の容積率の最高限度		2 0 / 1 0 以下		
建築物の建蔽率の最高限度		6 / 1 0 以下		

「区域、特定公益的施設の位置は、計画図図示のとおり」

理 由

当該地区は、淀川洪水浸水想定区域図の想定最大規模においてほぼ全域が浸水エリアであり、浸水継続時間は2週間以上が想定されている。また、木造住宅が多い人口集中地区であり、淀川と安威川の氾濫時には居住者等の避難者数に比べ高台の避難場所が十分でないことから、災害対策上危険な状態となっている。

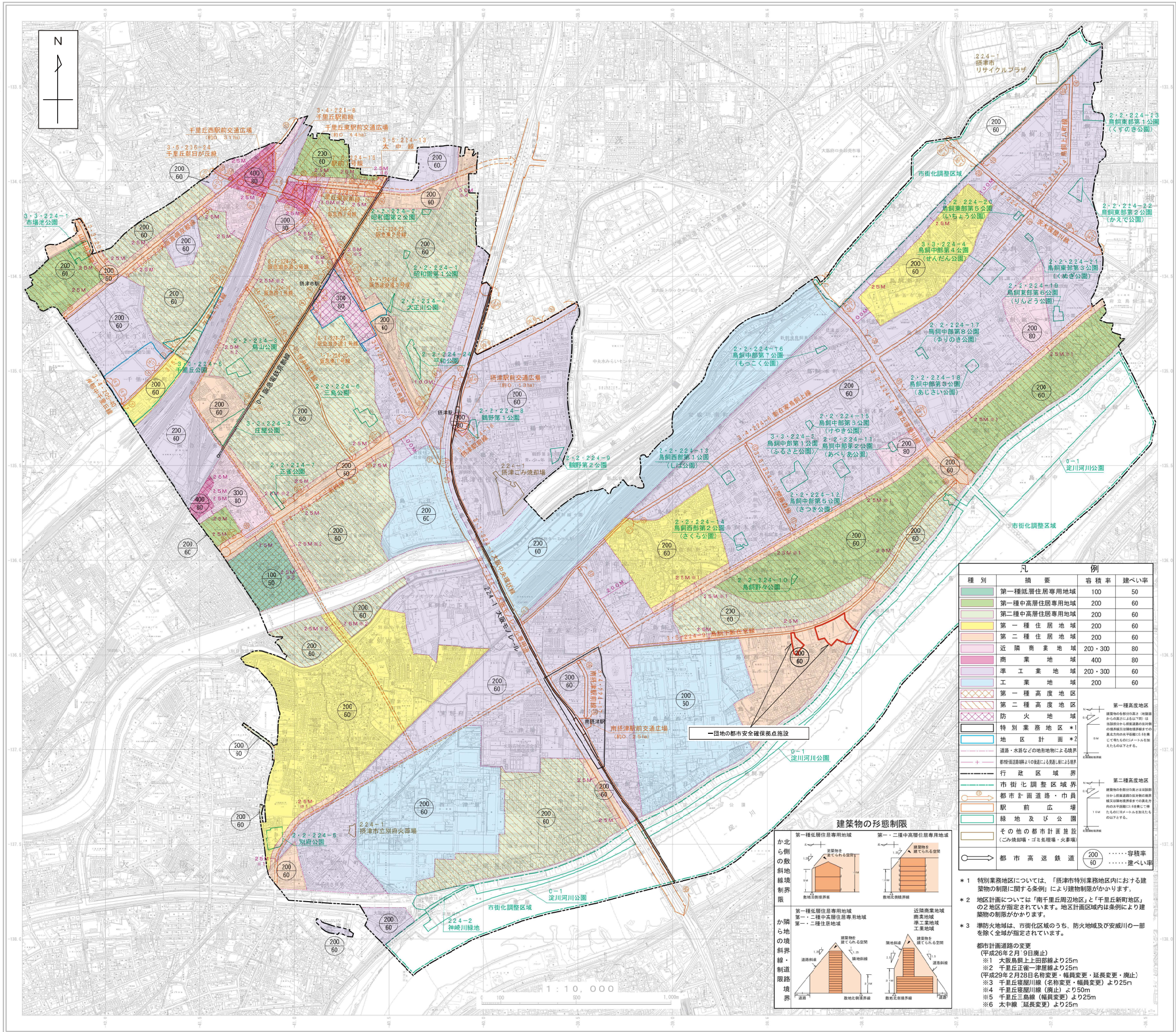
このため、国の河川防災ステーションを核とした高台まちづくりとして、平常時は地域活性化の拠点、災害発生時は居住者等が避難し、一定期間滞在できるようにすることにより居住者等の安全確保の拠点となる、一団地の都市安全確保拠点施設を決定しようとするものである。



計 画 図	令和4年度
	北部大阪都市計画 一団地の都市安全確保拠点施設 (摂津市決定)
S=1/1,000	

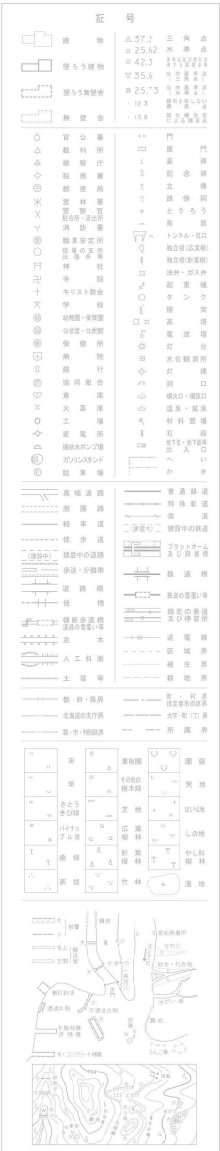


凡 例	
一団地の都市安全確保拠点施設	
主要な建築物	

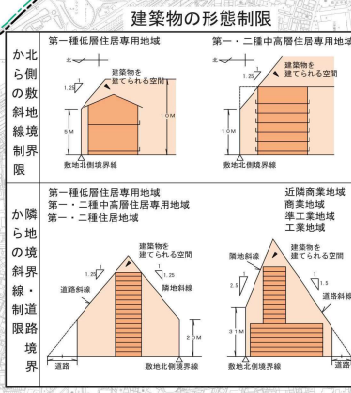


令和4年度
北大阪都市計画
一団地の都市安全確保拠点施設
(摂津市決定)

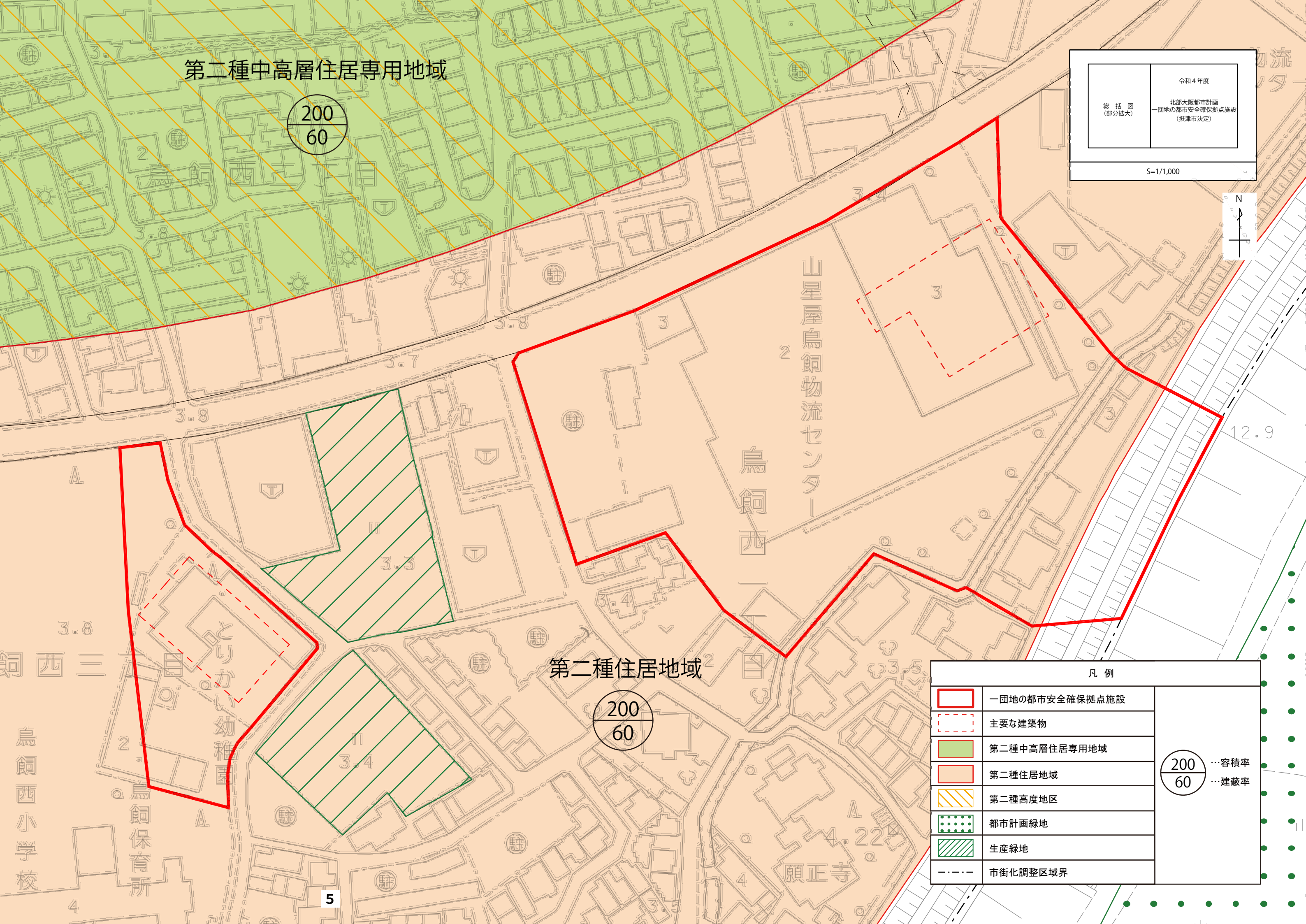
S=1/10,000



種 別	摘 要	容 積 率	建 ぺ い 率
第一種低層住居専用地域		100	50
第一種中高層住居専用地域		200	60
第二種中高層住居専用地域		200	60
第一種住居地域		200	60
第二種住居地域		200	60
近隣商業地域		200・300	80
商業地域		400	80
準工業地域		200・300	60
工業地域		200	60
第一種高度地区			
第二種高度地区			
防火地域			
特別業務地区※1			
地区計画※2			
道路・水路などの地形地物による境界			
新市街地調整区域による境界			
行政区域界			
市街化調整区域界			
都市計画道路・市員			
駅前広場			
緑地及び公園			
その他の都市計画施設 (ごみ焼却場、ゴミ処理場、火葬場)			
都市高速鉄道			



- *1 特別業務地区については、「摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例」により建物制限がかかります。
 - *2 地区計画については「南千里丘周辺地区」と「千里丘新町地区」の2地区が指定されています。地区計画区域内は条例により建築物の制限がかかります。
 - *3 準防火地域は、市街化区域のうち、防火地域及び安威川の一部を除く全域が指定されています。
- 都市計画道路の変更
(平成26年2月9日廃止)
※1 大阪島上上田部線より25m
※2 千里丘正雀一津屋線より25m
(平成29年2月28日名称変更・幅員変更・延長変更・廃止)
※3 千里丘後屋川線(名称変更・幅員変更)より25m
※4 千里丘後屋川線(廃止)より50m
※5 千里丘三筋線(幅員変更)より25m
※6 太平線(延長変更)より25m



第二種中高層住居専用地域

200
60

総括図
(部分拡大)

令和4年度
北都大阪都市計画
一団地の都市安全確保拠点施設
(摂津市決定)

S=1/1,000



第二種住居地域

200
60

凡 例		
	一団地の都市安全確保拠点施設	200 60 …容積率 …建蔽率
	主要な建築物	
	第二種中高層住居専用地域	
	第二種住居地域	
	第二種高度地区	
	都市計画緑地	
	生産緑地	
	市街化調整区域界	